

# 特別養護老人ホームに入所の際の 身元保証人に関する調査報告書

田部 宏行

- はじめに
- I 調査目的
- II 調査方法
- III 結 果
- 終わりに

## はじめに

2000 年の介護保険法の施行以降、特別養護老人ホーム等の施設入所において、身元保証人または、身元引受人（以下、身元保証人とする。）の問題が生じている。介護保険制度では施設と利用者の契約に基づき施設利用となる。契約書には身元保証人の責任が明記されている。つまり、施設側は、利用料金の保証・利用者の入院対応等、介護サービス以外の対応を身元保証人に求めるようになった<sup>1)</sup>。一般的には家族や親族が身元保証人を担うことになる。

平成 26 年の国民生活基礎調査<sup>2)</sup>によると世帯類型別では、高齢者の世帯数は全世帯の 24.2% を占めていた。また、65 歳以上の者のいる世帯のうち、高齢者世帯（福島県を除く）を世帯構造別に見ると「夫婦のみの世帯」が全体の 49.0%、「単独世帯」が 47.5% となっている。国民生活基礎調査の結果から特別養護老人ホーム等の入所の際の身元保証人を家族や親族で対応できる人はますます少なくなると推測できる。

独居高齢者等は特別養護老人ホームの入所の際の障壁として、「今後身元保証人をお願いできる人が少なくなる」という問題が掲げられた。

この状況に対して NPO 法人等は社会貢献事業として、第三者の身元保証人としての対応を図っている。例えば、岐阜県の西濃地域を拠点として権利擁護活動を行う特定非営利活動法人障害者地域生活サポート相談所青空<sup>3)</sup>（以下、青空とする。）は、平成 23 年から身元保証人の問題に取り組んでいる。契約能力がある人を対象に施設入所の際の身元保証人を法人で請け負っている。

NPO 法人等の社会貢献事業によって、構造的には身元保証人の問題は解決したかのように思える。しかし、親族と第三者では身元保証に対する対応は異なる。青空では身元保証内容を介護サービスの相談と緊急搬送時の対応に絞っているため、利用料金の支払い保証は身元保証の対象外

となる。さらに、家族は第一的な福祉志向集団であり、第三者の身元保証は社会貢献を目的としたもので根本的に性質は異なる。

施設側が第三者身元保証を家族と同等のものと認識して、家族と同等の身元保証の対応を求めれば、今後必要とされる第三者の身元保証は成立しなくなる。

## I 調査目的

調査目的は次の3点である。

第1点目は岐阜県の特別養護老人ホームが利用者の入所の際に身元保証人を求めるかどうかを明らかにすることである。第2点目は特別養護老人ホームが身元保証人を求める理由を明らかにすることである。第3点目は施設側が第三者の身元保証人として認める団体及び個人を調査することである。

## II 調査方法

### 1. 調査対象

調査対象は岐阜県の特別養護老人ホーム139ヶ所である。(但し、社会福祉法人が特別養護老人ホームの従来型とユニット型の両方を運営している社会福祉法人においては従来型に対してアンケート用紙を郵送した。)

### 2. 調査方法

本調査は郵送法におけるアンケート調査である。岐阜県の特別養護老人ホーム139ヶ所の施設長宛に調査の依頼書と質問用紙を郵送して、施設長等に回答をしてもらった。さらに、投函するようお願いした。

### 3. 質問紙の構成

質問紙の作成にあたっては森田<sup>4)</sup>の調査項目を参考にして質問紙を作成した。質問紙の項目は①基本属性②身元保証人に関する事柄についてである。①の基本属性は年齢・性別・所属機関・資格または役職・経験年数などからなる。②の身元保証人に関する事柄は「利用者の入所(契約)時に身元保証人を求めるのかどうか」「身元保証人を求める利用者」「身元保証人を求める理由」「利

用者と身元保証人の関係性」「利用者の入所中に身元保証人が不在になった場合の対応」「身元保証人が不在になった場合の支障」の6項目からなる。

#### 4. 分析方法

調査紙の①基本属性②身元保証人に関する事柄については単純集計を行った。

#### 5. 調査期間

平成26年6月16日～7月19日。

#### 6. 倫理的配慮

質問票にアンケートの依頼文を添えて、倫理的配慮を明記した。倫理的配慮は1点目にアンケートは任意であること。2点目に回答は無記名であること。3点目にアンケートの結果は研究以外の目的に使用しないことである。研究への同意は、アンケートの投函を持って同意と判断した。

### Ⅲ 結 果

有効回収率は、79施設(57.0%)であった。

#### 1-1 基本属性

回答者の基本属性は、男性47人(59.5%)、女性26人(32.9%)、無回答6人(7.6%)であった。男性が女性の2倍弱であった。回答者の職種は施設長職32人、生活相談員27人、介護支援専門員13人、介護主任1人、係長職1人、その他14人、無回答1人であった。この質問は複数回答が可であり、重複回答の内容は、生活指導員・介護支援専門員・介護主任を兼務している人であった。

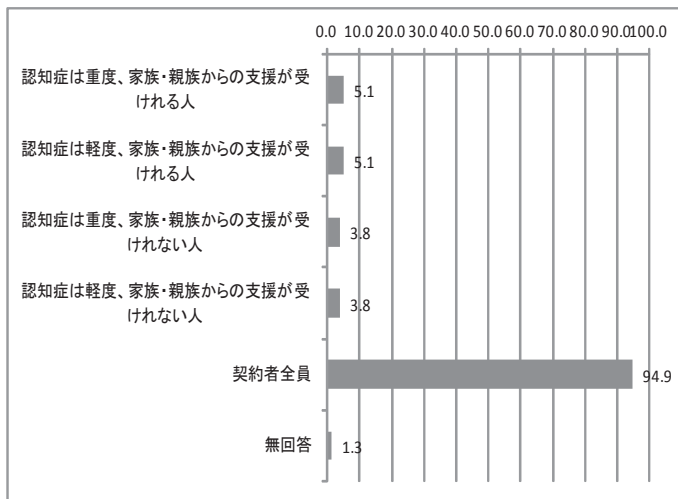
#### 1-2 身元保証人に関する事柄

質問1の「利用者が入所契約を結ぶ際に身元保証人の提示を利用者に求めますか」では、79施設の全施設が身元保証人の提示を求めた。

さらに、質問2の「身元保証人を求める利用者はどのような人ですか」の複数回答では、「契約

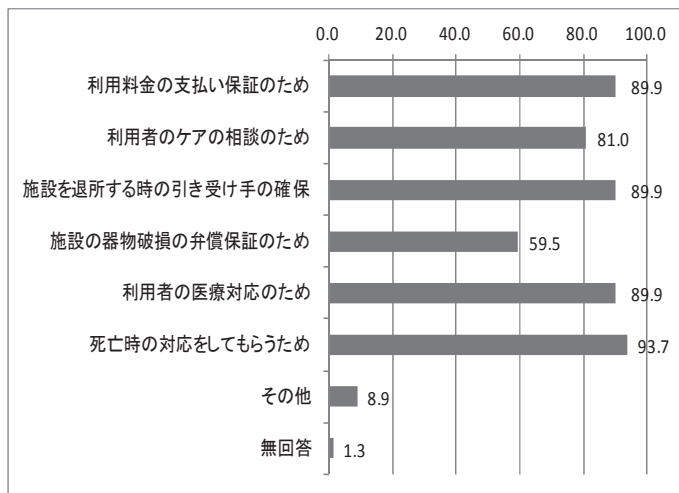
者全員」が最も多く 94.9%，次いで「認知症は重度，家族・親族からの支援が受けれる人」と「認知症は軽度，家族・親族からの支援が受けれる人」の 5.1% であった。3 番目に「認知症は重度，家族・親族からの支援が受けれない人」と「認知症は軽度，家族・親族からの支援が受けれない人」の 3.8% であった。

表－1 身元保証人を求める利用者



質問 3 の「契約時の身元保証人を求める理由はどのようなことからですか」の複数回答では、「死亡時の対応をしてもらうため」が最も多く 93.7%，次いで、「利用料金の支払い保証のため」「施設を退所する時の引き受け手の確保のため」「利用者の医療対応のため」の 89.9% であった。3 番目は「利用者のケア相談のため」の 81.0% であった。4 番目は「施設の器物破損の弁償保証のため」の 59.5% であった。

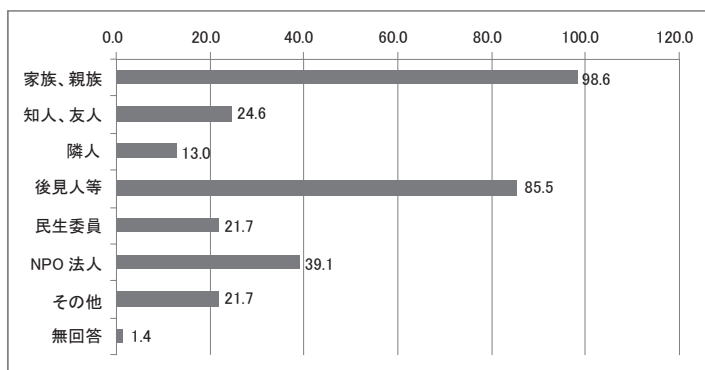
表－2 身元保証人を求める理由



質問4の「利用者と身元保証人の関係を問いますか」の回答では、「はい」と答えた回答者は69施設(87.3%)であった。一方、「いいえ」と答えた回答者は10施設(12.7%)であった。

さらに、質問5の「利用者と身元保証人の関係で、施設が認めるという人に○をつけてください」という複数回答では、「家族・親族」が最も多く98.6%、次いで「後見人等」の85.5%であった。3番目に「NPO法人」の39.1%であった。インフォーマル的な社会資源は少なく、4番目に「知人・友人」の24.6%、5番目に「民生委員」の21.7%であった。

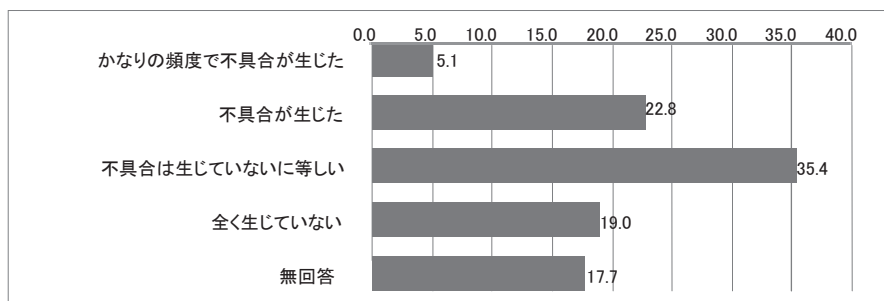
表-3 利用者と身元保証人の関係



質問6の「利用者の入所中に身元保証人が不在になった場合に、新たな身元保証人を求めますか」の解答では、「必ず求める」が56施設(70.9%)、「求める」が20施設(25.3%)、「あまり求めない」が2施設(2.5%)、「求めない」が0施設(0.0%)、「無回答」が1施設(1.3%)であった。

質問7の「身元保証人が不在になった期間に利用者のケア・施設運営に不都合が生じたか」の回答では、「かなりの頻度で不都合が生じた」が4施設(5.1%)、「不具合が生じた」が18施設(22.8%)、一方の「不都合が生じていないに等しい」が28施設(35.4%)、「全く生じていない」が15施設(19.0%)であった。無回答が14施設(17.7%)であった。

表-4 身元保証人の不在時の不都合



## 終わりに

調査結果を次の3点からまとめることとする。

### 1 入所時に身元保証人を求める対象者

質問1では、「施設は利用者全員に入所時に身元保証人を求めるという」回答であった。さらに、質問2の身元保証人を求める利用者については、「契約者全員」が最も多く94.9%、次いで「認知症は重度、家族・親族からの支援が受けれる人」と「認知症は軽度、家族・親族からの支援が受けれる人」の5.1%であった。3番目に「認知症は重度、家族・親族からの支援が受けれない人」と「認知症は軽度、家族・親族からの支援が受けれない人」の3.8%であった。

今後、身元保証を検討していかなければならないのは、次の「認知症は軽度、家族・親族からの支援が受けれない人」と「認知症は重度、家族・親族からの支援が受けれない人」ではないだろうか。認知症は軽度で健康状態が安定しているのであれば、入所時の保証は、自己責任を基準とした支援も成立するのではなかろうか。入所後における成年後見制度等の対応で入所時の身元保証の問題はある程度解決できるのではないかと考えられる。

次に、重度の認知症の人に対しては、入所に向けた事前対応の検討が必要であろう。施設が入所に対するリスクマネジメントの一環として身元保証人を求めるのは当然の行為である。身元保証人がいない施設側のリスク、利用者側の入所できないリスクをどのように解決、分散するかが課題である。そのためには、施設・介護支援専門員・地域包括支援センター・親族等が連携を図り、入所に対する物理的な調整が必要となる。

### 2 第三者身元保証人

質問4の「利用者と身元保証人の関係を問いますか」の回答では、「はい」と答えた回答者は69施設(87.3%)であった。一方、「いいえ」と答えた回答者は10施設(12.7%)であった。さらに、質問5の「利用者と身元保証人の関係で、施設が認めるという人に○をつけてください」という複数回答では、「家族・親族」が最も多く98.6%、次いで「後見人等」の85.5%であった。3番目にNPO法人の39.1%であった。インフォーマル的な社会資源は少なく、4番目に「知人・友人」24.6%、5番目に「民生委員」21.7%であった。

この結果から、身元保証人は必ずしも家族・親族に限らないことが明らかになった。このことは、先述でも述べた身元保証人がいない施設側のリスク、利用者側の入所できないリスクの解決、分散の1つの方法である。

### 3 身元保証内容

質問3の「契約時の身元保証人を求める理由はどのようなことからですか」の複数回答では、「死亡時の対応をしてもらうため」が最も多く93.7%、2番目の理由は、「利用料金の支払い保証のため」と「施設を退所する時の引き受け手の確保のため」「利用者の医療対応のため」の89.9%であった。3番目は「利用者のケア相談のため」の81%であった。4番目は「施設の器物破損の弁償保証のため」の59.5%であった。

この内容は2つに分類できるであろう。1つは「契約と債権の関係」である。これに該当するのは、「利用料金の支払い保証」と「施設の器物破損の弁償保証」である。この2つに関しては法律に基づく解決になる。もう1つは、これに該当しないものである。具体的には、「死亡時の対応をしてもらうため」「利用者の医療対応のため」「利用者のケア相談のため」がこれに該当する。これらの対応は、事前に家族や介護支援専門員、施設相談員からのエンディングシート等の啓発が必要になるであろう。その理由は、法律的解決にはそぐわないからである。

最後になりましたが、ご多忙の中、本調査にご協力いただきました施設、施設職員の方々には厚くお礼を申し上げます。

#### 〔注〕

- 1) 森田幸喜 「病院・施設等における身元保証等について～実態調査から見えてきた緊急課題～」『リーガルサポートプレス』2013年秋号 PressVol. 5 P1-5  
実態調査によると施設等では91.3%の施設等が身元保証人等を求めている。病院等では、95.9%の病院等が身元保証人等を求めている。
- 2) 平成26年の国民生活基礎調査
- 3) NPO法人障害者地域生活サポート相談所青空の第三者が担う入院・施設入所身元保証人のあり方をテーマとしたシンポジウムでは法人独自の身元保証サービスと日常生活自立支援事業の協同支援について議論が行われている。
- 4) 前掲1)